

商品概要説明書

貯蓄預金

(株) 清水銀行
(令和6年5月6日現在)

1. 商品名	・貯蓄預金
2. 販売対象	・個人のお客さま
3. 期間	・定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時お預け入れいただけます。 ・ 現金、小切手その他の証券類、他口座から振替、振込でお預け入れいただけます。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 金利情報の 入手方法	・ 店頭または当行ホームページでご確認いただけます。詳しくは窓口でお問い合わせください。
6. 払戻	・ 随時お引き出しいただけます。
7. 預金利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利。毎日の最終残高が下記の5段階の金額階層に該当する期間について当該期間における店頭表示のそれぞれの金額階層の利率を適用します。ただし、付利最低残高は1,000円で、1,000円未満の日はお利息は付きません。(円未満は切捨て) <ul style="list-style-type: none"> ①1円以上10万円未満 ②10万円以上30万円未満 ③30万円以上100万円未満 ④100万円以上300万円未満 ⑤300万円以上 ・ 毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いします。 ・ 毎日の最終残高(証券類の金額は決済されるまでこの金額から除きます)の1,000円以上について、付利単位1円とし、1年を365日とする日割りにより計算します。 ・ 20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※利子所得に係る税率は、原則20%(国税15%、地方税5%)ですが、平成25年1月1日から令和19年12月31日までは、所得税額(国税15%)に対して2.1%の復興特別所得税が付加されます。
8. 手数料 (1) ATM・CD 利用手数料 (2) 未利用口座 管理手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャッシュカードによる払い戻しなどにあたっては、キャッシュカード規定などに定める手数料をいただく場合があります。 ・ 令和5年4月1日以降に新たに開設された口座が対象となります。 ・ 最後のお預入れまたは払戻し(該当普通預金の元金に対する利息入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます)または通帳記帳から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しまたは通帳記帳がない普通預金口座を、未利用口座としてお取扱いたします。 ・ お客さまご利用の口座が未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。 ・ ご案内を差し上げてから、一定期間経過後もお取引がない場合は、年間1,200円(消費税別)の手数料をご負担いただきます。 ・ 残高不足等により手数料の引落しができない場合、残金および利息を手数料の一部として充当し、当該口座を通知することなく解約させていただきます。なお、

商品概要説明書

貯蓄預金

(株) 清水銀行
(令和6年5月6日現在)

	<p>お客様の口座残高以上のご負担はございません。</p> <ul style="list-style-type: none">ただし、次の①～③に該当する場合は対象外となります。 <p>①該当未利用口座の残高が10,000円以上である場合（総合口座は普通預金・定期預金の合計残高が10,000円以上である場合）</p> <p>②同一支店で、他にお預かり金融資産（定期預金・積立定期預金・定期積金・外貨預金・公共債・投資信託）のお取引が1円以上ある場合</p> <p>③同一支店で、お借入もしくはカードローン契約がある場合</p>
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none">個人の方でマル優の適用を受けられる方は、最高350万円まで非課税がご利用いただけます。（マル優の適用については窓口でお問い合わせください）キャッシュカードをご利用いただけます。（キャッシュカードをご利用いただくためには、暗証番号のお届けなど、別途お申込みが必要です）
10. 預金保険保護区分	<ul style="list-style-type: none">この預金は預金保険の対象となります。他の預金（決済用の預金を除く）と合算して元本1,000万円までとその利息が保護されます。
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">貯蓄預金口座は、公共料金の自動支払および給与・年金・配当金・公社債元利金などの受け取りにはご指定できません。総合口座の取り扱いはできません。
12. 契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none">一般社団法人全国銀行協会 <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p>